

附属機関等の概要

(1面)

1 名	称	宮崎県伝統的工芸品等に関する専門委員会	
2 区	分	<input type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input checked="" type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	宮崎県伝統的工芸品の指定に関する要綱 第3条、第9条、第11条 宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱(抄) 第3条、第5条		
4 設 置 目 的	宮崎県伝統的工芸品の指定及びその解除その他伝統的工芸品に関する事項を調査審議するため。		
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	(1)宮崎県伝統的工芸品の指定及びその解除に関する事項を調査審議 (2)宮崎県伝統工芸士の認定及びその取消しに関する事項を調査審議 (3)その他、伝統的工芸品等の振興に関する事項を調査審議		
6 会議の開催状況 (令和5年度)	① 開催期日 令和5年12月18日(月) ② 主な審議事項 ・宮崎県伝統工芸士の認定について		
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の 状況	<input type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input checked="" type="checkbox"/> 非公開(傍聴不可) 非公開の理由 審議内容に、宮崎県情報公開条例第7条 (2)に該当するものが含まれるため	<input type="checkbox"/> 未定
	議事録又は議 事概要等の公 表	<input type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 県庁ホームページへの掲載: <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定	
8 所管課(室)名	商工観光労働部 国際・経済交流課 物産・海外展開担当 電 話: 内線 2593 (直通)0985-26-7113		

